## 高圧ガス保安法における手続の見直し等について(令和5年5月22日時点)

福井県電子申請サービスの運用開始に伴い、高圧ガス保安法における手続について、下記のとおり見直しを行いました。

なお、手続にあたっては【提出時の注意事項】の内容も併せて確認をお願いします(下表に記載のない様式については、県担当者へお問い合わせください)。

なお、手続にあたっては【提出吗	寺の注意事項』の			す(下表に記	載のない様			当者へお問	問い合わせくだ	ださい)。	
手続(様式)名		関係法令(河)	様式番号) 	容器則	電子申請	提出 郵送	3方法 	メール	1	提出先	備考
	第3条 (様式第1)	第3条 (様式第1)	第3条 (様式第1)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
	第4条 (様式第2)	第4条 (様式第2)	第4条(様式第2)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
第一種製造事業承継届書	第9条(様式第3)	第10条 (様式第3)	第10条 (様式第3)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
	第9条の2 (様式第3の2)	第10条の2 (様式第3の2)	第10条の2 (様式第3の2)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
	第14条 (様式第4)	第15条 (様式第4)	第16条 (様式第4)		0	0	0	×	防災安全部	    消防保安課	    手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
 	第15条	第16条	第17条		0	0	0	×	防災安全部	    消防保安課	
高圧ガス製造施設等変更届書	(様式第5) 第16条	(様式第5) 第17条	(様式第5) 第18条		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
第一種貯蔵所設置許可申請書	(様式第6) 第20条	(様式第6) 第21条	(様式第6)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
第一種貯蔵所承継届書	(様式第7) 第24条	(様式第7) 第25条			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
第二種貯蔵所設置届書	(様式第8) 第25条	(様式第8) 第26条			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	(様式第9) 第27条	(様式第9) 第28条			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
第一種貯蔵所軽微変更届書	(様式第10) 第28条	(様式第10) 第29条			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
第二種貯蔵所位置等変更届書	(様式第11) 第29条	(様式第11) 第30条			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
	(様式第12) 第31条、第32条	(様式第12) 第32条	第21条、第22条		_						工物収益が20T円以上の担合 IB=Tがでて工物収さなけし アノギナロ
製造施設完成検査申請書	(様式第13) 第31条、第32条	(様式第13) 第32条、第33条	(様式第7)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。 
第一種貯蔵所完成検査申請書	(様式第14)	(様式第14)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
高圧ガス販売事業届書	第37条 (様式第21)	第38条 (様式第21)	第26条 (様式第13)		0	0	0	×	防災安全部 (嶺南振興局)	消防保安課 (二州企画振興室また は若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所かある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに提出してください。
高圧ガス販売事業承継届書	第37条の2 (様式第21の2)	第38条の2 (様式第21の2)	第26条の2 (様式第13の2)		0	0	0	×	防災安全部 (嶺南振興局)	消防保安課 (二州企画振興室また は若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所かある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに提出してください。
販売に係る高圧ガスの種類変更届書	第41条 (様式第22)		第28条 (様式第14)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
高圧ガス製造開始届書	第42条 (様式第23)	第42条 (様式第22)	第29条 (様式第15)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
高圧ガス製造廃止届書	第42条 (様式第24)	第42条 (様式第23)	第29条 (様式第16)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
貯蔵所廃止届書	第43条 (様式第25)	第43条 (様式第24)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
高圧ガス販売事業廃止届書	第44条(様式第26)	第44条 (様式第25)	第30条 (様式第17)		0	0	0	×	防災安全部 (嶺南振興局)	消防保安課 (二州企画振興室また は若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所かある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに提出してください。
特定高圧ガス消費届書	第53条 (様式第29)	第51条 (様式第28)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
特定高圧ガス消費者承継届書	第54条の2 (様式第29の2)	第51条の2 (様式第28の2)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
特定高圧ガス消費施設等変更届書	第56条 (様式第30)	第54条 (様式第29)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
 特定高圧ガス消費廃止届書	第58条 (様式第31)	第56条 (様式第30)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
—————————————————————————————————————	第63条 (様式第32)	第61条 (様式第31)	第35条 (様式第20)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
	第67条 (様式第33)	第65条 (様式第32)	(13/24/1520)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
 高圧ガス保安技術管理者等届書	第67条 (様式第33の2)	第65条 (様式第32の2)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
	第71条 (様式第34)	第69条 (様式第33)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
高圧ガス販売主任者届書	第74条 (様式第35)	第72条 (様式第34)			0	0	0	×	防災安全部 (嶺南振興局)	消防保安課 (二州企画振興室また は若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所かある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに送付してください。
特定高圧ガス取扱主任者届書	第74条 (様式第36)	第73条 (様式第35)			0	0	0	×	防災安全部	  消防保安課	
高圧ガス保安統括者代理者届書	第78条 (様式第37)	第76条 (様式第36)			0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
	(13/14/3/3/17)	(13/13/30)	第37条 (様式第21)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
			第39条 (様式第22)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
	第79条、第80条	第77条、第78条	(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
保安検査申請書	(様式第37の2) 第79条、第80条 (様式第38)	(様式第36の2) 第77条、第78条 (様式第37)	第40条、第41条 (様式第23)		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	    手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
高圧ガス保安協会保安検査受検届書	第80条	第78条	第41条		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
指定保安検査機関保安検査受検届書	(様式第40) 第80条	(様式第39) 第78条	(様式第25) 第41条		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
高圧ガス保安協会保安検査結果報告書	(様式第41) 81条	(様式第40) 第79条	(様式第26) 第42条		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
指定保安検査機関保安検査結果報告書	(様式第42) 第81条	(様式第41) 第79条	(様式第27) 第42条		0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
事故届書	(様式第43) 第98条 (様式第58)	(様式第42) 第96条 (様式第57)	(様式第28) 第68条 (様式第46)		0	△ ※第2報 以降のみ	△ ※第2報 以降のみ	△ ※第1報 のみ	防災安全部	消防保安課	第1報(即報)は引き続きメールのほかFAXでも提出可能とします。 第1報(即報)では郵送および窓口での提出はできません。 なお、高圧ガス事故発生時はすぐに電話で報告をしてください。
				第9条 (様式第2)	0	O	0	×	防災安全部	消防保安課	1件の申請で容器の本数が215本以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
容器検査所登録申請書				第30条 (様式第5)	0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
容器検査所登録更新申請書				第31条 (様式第6)	0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
検査主任者届書				第35条	0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
容器検査所廃止届書				(様式第8) 第39条	0	0	0	×	防災安全部	消防保安課	
ᆸᄥᇄᅭᄭᄱᄪ				(様式第9)		$\overline{}$			ハヘエル	うないできません	

## ※手続簡素化のため、下記の変更については届出不要とします。

か 」 が								
	変更内容	対象者	変更後の手続					
		第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所の所有者または占有者、第二種貯蔵所の 所有者または占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、容器検査所の登録を受けた者						

## 【提出時の注意事項】

- ・上記のすべての手続について、押印・署名は不要です。なお、手続は必ず事業者本人が行ってください。
- ・工場長名など代表者名以外で申請・届出を行う場合は委任状(押印・署名不要)を添付してください。なお、受任者および委任者に変更がない場合、前回提出した委任状を再度添付(使用)していただいて構いません。
- ・担当者が検査などで不在にしていることが多いため、書類を持参して窓口で提出する場合は事前に連絡をお願いします。また、申請・届出に関する質問や相談等はメールでお問い合わせください。
- ・県証紙を貼り付けた台紙を除き、原則としてすべて電子データで提出してください。なお、県証紙を貼り付けた台紙は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で送付してください。
- ・郵送で提出する場合、送付時に返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封してください。
- ・メールでの提出については、電子申請サービスで容量上アップロードができなかったデータのみ受付します。